

「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」設置要領

第1 趣旨

今般の「牛ミンチ」事案の発生等により、一般消費者の食品業界及び表示に対する不安感、不信感が高まりつつある。

こうした状況を踏まえ、一般消費者の食品業界及び表示に対する信頼を向上させるため、食品の業者間の取引について、JAS法の品質表示義務の適用の可能性を含め、表示のあり方を幅広く検討することを目的として、農林水産省消費・安全局長の私的検討会として、総合食料局、生産局等関係局の協力を得て、「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」(以下「検討会」という。)を開催することとする。

第2 検討事項

別紙1(案)のとおり

第3 構成

検討会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。

第4 座長

- 1 検討会には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

第5 運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 検討会は公開とする。
 - (2) 検討会の資料は、検討会終了後、ホームページ等により公表する。
 - (3) 検討会の議事概要については、会議の終了後、委員の確認を得た上で、ホームページに公表するものとする。
- 2 1にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密に触れことになる場合等検討会が必要と判断したときは、検討会を非公開とし、検討会資料を非公表とすることができます。

第6 その他

- 1 検討会では、調査審議の必要に応じ、専門家等の意見を聞くことが出来る。
- 2 検討会の庶務は、消費・安全局表示・規格課において行う。

検討事項(案)

1. 業者間取引における正確な情報伝達のあり方
2. JAS法に基づく品質表示のあり方
(業者間取引への適用の可能性、監視体制、罰則などの担保方策等)
3. 食品表示の指導・監視のあり方
4. 食品表示の信頼性向上のための企業の取組みについて
5. その他